平成２８年（フ）第１８１号
秋田市四ツ小屋字中野64番地１　ラポールＮａｇａｔｏ　Ｂ17、前住所秋田市桜ガ丘３丁目６番地６
破産者　佐藤　隼人
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１号
秋田市上北手荒巻字荒巻113番地２
破産者　熊谷　昌樹
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５６１号
神奈川県小田原市入生田36番地
破産者　田神　知奈
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６４号
横浜市戸塚区汲沢８丁目６番５号
破産者　岩崎　要子
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３４号
神奈川県藤沢市片瀬３丁目10番19―203号
破産者　鷹取　　賢
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６号
新潟県妙高市白山町２丁目９番33号
破産者　松井　康裕
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第７９号
岐阜市六条片田２丁目５番１―103号（アンティエール）
破産者　井口　　洋
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第７５６号
静岡市駿河区用宗３丁目１番18号　磯野アパート201号
破産者　星野　秀久（旧姓賤機）
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６４号
静岡県御殿場市大坂209番地の８　千寿ビル302
破産者　照井美枝子
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６４号
静岡県三島市若松町4633番地の１　サンクレスト加茂Ｆ―102
破産者　玉守　　正
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
愛媛県伊予市三秋908番地３
破産者　亀岡　一朗
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２号
福岡県田川郡糸田町3960番地２　桃山グリーンハイツ105号
破産者　木下　智康
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１１４号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目24番43―13号　ニューセジュール広瀬103
破産者　新屋　妙子（旧姓小玉）
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1264番地９
破産者　廣山かすみ
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
埼玉県熊谷市弥生２丁目76番地
破産者　神田　英明
１　決定年月日　平成29年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３２号
埼玉県羽生市西１丁目９番12号
破産者　小泉　拓也
１　決定年月日　平成29年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８２号
山形市桧町１丁目９番12号　わらべの家、前住所山形市緑町３丁目７番８号
破産者　相澤　健雄
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８６号
茨城県水戸市見川町2563番地の270　メセナ緑岡302号
破産者　野口　直子
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
鹿児島県鹿児島市下田町1919番地　ソーバーハウス６号館、住民票上の住所鹿児島県南九州市川辺町清水9522番地
破産者　中島　健司
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係